

回 答

質問事項	工期の件について
質問内容	実施要領書に「業務期間は令和5年3月17日までとする。ただし、事情により期間を延長する必要がある場合は、期間を延長することがある。」とありますが、日程的にタイトになるかと思いますが、その事は延長の理由になるのでしょうか？ 可能な場合はどの程度の延長が可能でしょうか？
回 答	<p>業務期間の延長に伴う契約変更についての質問ですが、霧島市契約規則（平成17年11月7日 規則第63号）第45条第2項の規定に基づき、業務期間の変更を行うことができるのは、天候の不良その他契約の相手方の責めに帰することのできない理由により契約の履行期限内に契約が履行される見込みがないとき、やむを得ない理由により契約の履行が中止された場合で必要があるとき、又は市の都合により契約の履行期限を短縮する必要があるときと定められています。</p> <p>ご質問の単純に日程がタイトであることのみでは、延長の理由には該当しません。</p>